

飛騨市太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務委託仕様書

1 業務名

飛騨市太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務

2 業務の目的

飛騨市（以下、「本市」という。）は2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを宣言。令和5年度に環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用し、2050年の実質ゼロのロードマップや今後の市の脱炭素の方向性を記した飛騨市脱炭素推進ビジョンを策定した。

本業務はゼロカーボンシティの実現に資する施策のひとつとして、本市が所有する公共施設への太陽光発電設備の導入を効果的かつ効率的に推進するため、太陽光発電設備の導入可能性を調査し、最適な導入規模と具体的な設置方法や積雪地としての太陽光発電設備の導入手法等についての提案書作成と基本設計業務を委託するものである。

3 契約期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

4 調査対象施設

五ヶ村浄化センター 飛騨市古川町谷 460-1

※敷地内野立てを想定

5 見積価格上限額

968,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 業務の内容

上記業務目的を達成するため、4 調査対象施設において、以下の（1）から（5）までの業務を実施する。

業務内容は項目毎に最低限必要な要件を定め、詳細については選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

（1）調査対象施設等の情報収集・整理及び地域特性、環境特性等の調査・検討

- ア 4 調査対象施設の敷地について、環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」の結果や、太陽光パネルの設置可能な空きスペース面積を調査の上検討すること。
- また、本業務における安全確認は、太陽光発電設備が建築基準法における建築物に該当するか否かの判定を行い、同法令および岐阜県建築基準法施行細則に基づき、耐風圧・耐雪荷重、構造強度、防火規定等の安全基準を満たしていることを確認すること。特に積雪深の考慮や台風など気象条件への耐久性検証を行い、基礎の固定方式や隣

接構造物との距離も含めて評価を行うほか、建築確認申請の要否の判定等についても提案すること。

これらの調査・検証結果は詳細に報告書に記載し、今後の設計及び施工に活用可能な形で提出すること。

その他、環境省ツールの結果、安全確認に伴う留意点や課題も整理すること。

イ 下記の ①～⑧の情報を収集・整理する。

- ① 空きスペース等における太陽光発電設備設置可能面積
- ② 調査対象施設の電力消費量
- ③ 発電設備導入による建築物等への負荷
- ④ 太陽光発電設備設置位置、発電量、日射量
- ⑤ 施設の電力使用量を考慮した発電設備の規模、設置方法
- ⑥ 想定される二酸化炭素排出削減量
- ⑦ 導入手法（自己所有、リース、P P A等 ことの概算事業費（初期費用、年間費用（維持管理）、電気料金削減効果、更新費用、撤去費用等の事業スキーム等）
- ⑧ その他太陽光発電設備の導入検討に当たって必要となる情報

ウ 太陽光発電設備の導入に当たって考慮すべき地域特性、環境特性等の調査を行い、課題を具体的に整理する。

エ 積雪地域に適した先進太陽光発電導入の実証フィールドの可能性調査を行う。

オ 机上検討で不明な点については、建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、聴取調査等を行う。

(2) 現地調査・詳細検討

ア 上記（1）の調査・分析結果を踏まえ、以下の項目について現地調査・詳細検討を行う。

- ① 電力の需給状況
- ② 太陽光発電設備設置想定場所における積載荷重等による構造確認
- ③ 設備のメンテナンススペース（工事搬入路、保安スペース）
- ④ 日射条件
- ⑤ 設置による災害リスク設置による
- ⑥ 余剰電力の有無及び活用方法（蓄電池の導入等）
- ⑦ 周辺への影響等を勘案した設備導入のために必要な情報や課題など
- ⑧ 導入方針・基本計画案の作成に必要な事項

(3) 施設における導入方針・基本計画案の作成

上記(2)の結果を踏まえ、施設における太陽光発電設備の設置について、以下の項目について検討・評価を行った上で、導入方針を含めた基本計画案を作成し、市へ報告する。なお、作成する計画案は複数とする。

①事業スキーム

導入手法(自己所有、リース、PPA等)、資金調達方法(補助金の活用等)、概算事業費(維持管理費等含む)等

②導入設備の概要

設置工法、レイアウト、導入容量、蓄電容量(レジリエンス機能)、敷地内余剰スペースの活用等

③想定発電量

発電量/電力需要量シミュレーション(季節ごとのシミュレーション)、設備稼働率の設定等

④留意すべき個別事情

日陰の範囲、メンテナンス時期等

⑤想定される課題と対応方針

施工方法、施設管理上の課題、建築基準法等の法令順守、反射光や騒音等の影響等

⑥導入効果

事業採算性、二酸化炭素排出削減量、その他地域の経済・社会にもたらす波及効果

⑦その他

(1) エの調査を踏まえた、積雪地等を考慮した設置案を盛り込むこと

(4) 基本設計書作成

(3)までの結果を踏まえ、太陽光発電設備(自己所有を想定)を導入するための実施設計業務を発注するに当たり、必要となる仕様書案及び図面等の資料を作成すること。なお、作成する資料は、(3)の設置工法、レイアウト、導入容量等の調査結果を踏まえた仕様書や太陽光パネルやパワーコンディショナーのレイアウト平面図面等を想定しているが、本市と事業者で協議のうえ決定するものとする。

また、(3)までの結果を踏まえて、設置容量ごとに資料を作成すること。

(5) 打ち合わせ・協議

業務の打ち合わせは、業務着手時、基本計画案作成時、成果品納入時のほか、必要に応じて適宜実施するものとする。

7 成果品

本業務の成果品として、以下の報告書及び成果データを提出するものとする。

- ①業務報告書2部（正・副）
- ②報告書概要版2部（正・副）
- ③基本設計書2部（正・副）
- ④打合せ記録一式
- ⑤その他調査関連資料一式
- ⑥上記の電子データ一式

実施設計業務発注用の仕様書案の電子データについては、PDFの他、加工可能な形式のものを用意すること。設計図についてはCAD（JWW形式）データとする。

- ⑦その他必要と認められるもの一式

※本業務で得たすべての成果品は市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

9 納品場所

本業務の成果品の納入先は、飛騨市環境水道部環境課とする。

10 貸与資料

本業務を遂行するため、市が保有する資料が必要な場合には貸与するものとする。

11 情報セキュリティ及び秘密の保持

受託者は、市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、また、業務の遂行上知り得た情報は他人に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

12 その他

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と受託者とは常に密接な連絡を取り、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録）を作成し、相互に確認する。

なお、打合せ協議等の迅速かつ密接な連絡体制確保のため、受託者はリモートによる会議等の環境整備を整えるものとする。

(2) 成果品の著作権・利用権は、本市に帰属し、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。また、成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

なお、納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

(3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合

は、受託者は速やかに訂正、補正等の措置を行うものとし、かかる経費は、受託者の負担とする。

(4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を本市の許可なく、第三者に委託してはならない。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行上の疑義が生じた場合については、双方協議のうえ決定するものとする。

1 3 担当課

飛騨市環境水道部環境課環境政策係

所在地〒509-4292飛騨市古川町本町2番22号

電話0577-73-7482（直通）

メールアドレス kankyous@city.hida.lg.jp